

(平成26年4月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

九州（佐賀）国民年金 事案 2765

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月

申立期間の国民年金保険料は、私の父が納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できないので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立期間直前の昭和43年12月から45年2月までの国民年金保険料は47年5月16日に特例納付されていること、及び申立期間直後の45年4月から46年3月までの保険料は47年5月15日に過年度納付されていることが確認でき、申立期間前後の計27か月分の保険料が2日間にわたって納付されている。

また、昭和47年6月末までは第1回目の特例納付実施期間中であるとともに、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間において強制加入被保険者であったことが確認できることから、当該期間の保険料を特例納付により納付することが可能である。

さらに、前述の国民年金被保険者名簿では、申立人の申立期間の保険料は納付されていたことを示す「納」と記載されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料の納付については、私の妻が夫婦二人分の保険料を地区の納付組合による集金又は市役所支所内の窓口で行っており、申立期間については、市役所支所で納付したはずである。

申立期間前後の期間の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入して以降、60歳到達月の前月までの期間において申立期間を除き未納は無く、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人に係る特殊台帳により、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる上、申立人は、当時、申立人の妻が3か月に1回、市役所支所で納付書により納付していたと供述しているなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 21 日まで
② 昭和 42 年 1 月 30 日から 46 年 7 月 31 日まで

私は、A 県 B 市に在った C 社を昭和 46 年 7 月末に退職することとし、同月中旬には私の実家の D 県 E 町（現在は、F 市）に戻り、その後、同町において国民年金の加入手続を行った。

平成 21 年頃、社会保険事務所（当時）において、申立期間①及び②については脱退手当金の支給記録があるため、当該期間については年金額には反映されないとされた。

しかし、私は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人の健康保険の整理番号の前後 50 人の女性被保険者のうち、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日の前後 2 年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有する 48 人（申立人を含む。）を調査したところ、オンライン記録により脱退手当金の支給記録が確認できる 11 人のうち、申立人以外の 10 人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるが、申立人の被保険者原票には「脱」の表示が確認できないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

また、申立人に係る被保険者原票に、申立人は C 社において昭和 46 年 7 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している旨の記載が確認できると

ころ、申立人に係る戸籍の附票により、申立人は、当該被保険者資格の喪失日の翌日である同年8月1日にE町に住所を異動していることが確認でき、申立人に係る同町の国民年金被保険者名簿により、同日に国民年金に加入し、その後60歳に到達するまで未納期間が無い（第3号被保険者期間を含む。）ことが確認でき、年金制度に対する意識の高さがうかがえることから、申立人が、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社C事業所）における平成15年12月12日の標準賞与額の記録を59万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人名義の金融機関の通帳及び申立期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる同僚が所持している賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、B社C事業所が加入しているD健康保険組合の回答から59万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成16年7月15日及び同年12月10日は34万円、17年7月8日は35万円、同年12月9日は36万円、18年6月15日は32万円、同年12月7日は30万円、21年7月6日及び同年12月15日は25万円、22年12月15日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月15日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月8日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年6月15日
⑥ 平成18年12月7日
⑦ 平成21年7月6日
⑧ 平成21年12月15日
⑨ 平成22年12月15日

申立期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているが、申立期間①については、同社から社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）への賞与支払届の提出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

また、申立期間②から⑨までについては、当初、社会保険事務所に提出

された賞与支払届の賞与額が誤っており、その後、当該賞与額の訂正届が提出されたものの、訂正後の標準賞与額については年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

申立期間について、支給された賞与額に見合う標準賞与額が、年金額の基礎となる記録となるよう認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の申立期間に係る賞与明細一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、平成16年7月15日及び同年12月10日は34万円、17年7月8日は35万円、同年12月9日は36万円、18年6月15日は32万円、同年12月7日は30万円、21年7月6日及び同年12月15日は25万円、22年12月15日は30万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①について、当該期間当時に事務手続を行っていなかったとして、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成25年6月11日に賞与支払届を提出していること、及び申立期間②から⑨までについて、当該期間当時に届け出た賞与支払届の賞与額が誤っていたとして、政府の当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の同年9月3日に賞与支払届（訂正）を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成21年7月6日及び同年12月15日は24万円、22年12月15日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年7月6日
② 平成21年12月15日
③ 平成22年12月15日

申立期間については、当初A社から社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に提出された賞与支払届の賞与額が誤っていたため、当該賞与額の訂正届が提出されたものの、遅れて届出されたことにより、訂正後の標準賞与額については年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

申立期間について、支給された賞与額に見合う標準賞与額が、年金額の基礎となる記録となるよう認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の申立期間に係る賞与明細一覧表により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、平成21年7月6日及

び同年12月15日は24万円、22年12月15日は30万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に届け出た賞与支払届の賞与額が誤っていたとして、政府の当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成25年9月3日に賞与支払届（訂正）を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 5104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月30日から同年7月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社（現在は、C社）に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間においても継続して勤務したため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び申立人と同時期に異動した同僚が所持する給与明細書により、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によるとB社は平成10年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は同日までA社において被保険者資格を有するべきものと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成10年5月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当時の関係資料を保管しておらず不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成10年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難

いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）厚生年金 事案 5105

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年6月10日は150万円、21年6月10日は140万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年6月10日
② 平成21年6月10日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与通知書により、申立人は申立期間において賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与通知書において、申立期間①に係る賞与支給額及び保険料控除額に見合う標準賞与額は260万円であるが、厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限は150万円と規定されていることから、申立期間①は150万円、申立期間②は、当該賞与通知書の賞与支給額及び保険料控除額から140万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の標準賞与額について、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料の納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から61年3月まで

私は、20歳になったことにより国民年金の強制加入被保険者となり、年金手帳が送付されてきたと記憶している。

しかし、私には国民年金保険料を納付する余裕が無かったので、私の母が申立期間の保険料を納付してくれていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったので国民年金の強制加入被保険者となり、年金手帳が送付されてきたと記憶していると申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日により、昭和62年1月頃に払い出されていることが推認できることから、当該払出時点において申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は41か月と長期間であり、全ての期間について行政機関等が申立人の納付に関する事務処理を連続して誤るとは考え難い。

さらに、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 62 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 54 年*月当時、私は大学生であり、私の父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その後、私が大学院の修士課程を修了した昭和 62 年 3 月に、父から、「これからは学生ではないのだから、自分で国民年金保険料を納付するようにしなさい。」と言われ、その際に、年金手帳と納付書を受け取ったことを記憶している。

また、父は、申立期間当時、勤務先で総務関係業務を担当していたことから国民年金制度をよく理解していたとともに、私の母は、昭和 50 年に国民年金に任意加入し、60 歳到達月の前月までの保険料を納付していることから、父が私の国民年金の加入手続のみを行い、申立期間の保険料を納付していなかったということは考えられない。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が 20 歳になった昭和 54 年*月当時、大学生であったが、父が国民年金の加入手続を行ってくれ、その後、私が大学院の修士課程を修了した 62 年 3 月に、父から年金手帳と納付書を受け取ったと記憶している。」と供述している。

しかしながら、申立期間当時の申立人の住所地である A 県 B 市の国民年金台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号に係る受付日は昭和 62 年 8 月 31 日と記載されているとともに、申立人の記号番号は、申立人の前後の被保険者の資格取得日に係る処理年月日から、同年 9 月頃に払い出されていることが推認できることから、当該払出時点において、申立期間の大半は、時効

により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、前述の払出時点において、申立期間のうち過年度納付が可能だった期間（昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの期間）があるものの、申立人は、「保険料を遡って納付したことは無いはずである。」と供述しているところ、過年度納付書の発行事跡について、B 市を管轄する年金事務所に照会したものの、当該事跡を確認することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡していることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人及びその父親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（長崎）厚生年金 事案 5106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 60 年 1 月 1 日まで

私は、勤務していたA社が発行した証明書によってB職の受験資格を得て、昭和 57 年 8 月 2 日に同職の資格を取得しているとともに、平成 25 年 7 月頃に、元事業主の妻に、「厚生年金保険に加入していた。」と言われたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元事業主、その妻及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「当時の資料は残っていないが、厚生年金保険の加入を希望しない従業員については、厚生年金保険に加入させていなかった。また、申立人は入退社を繰り返していたことから、当社では、厚生年金保険には加入していなかった可能性がある。」と回答している上、前述の同僚は、「申立期間当時、会社では厚生年金保険の加入について、従業員に対し加入希望の確認を行った上で、希望者のみを加入させていた。」と供述していることから、同社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人は、A社における同僚として二人の姓名を挙げているものの、そのうち一人は既に死亡しており、もう一人からは供述を得ることができなかったことから、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況等につ

いて確認することができない。

さらに、A社の被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 4 月 1 日から同年 7 月 12 日まで

私は、平成 23 年 4 月 1 日から同年 7 月 12 日までの期間において、A 事業所の支所である B 事業所に勤務した。年金事務所から送付された年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所の回答及び現在の事務担当者の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に常勤の C 職として勤務していたことがうかがえる。

また、申立人が所持する平成 23 年分給与所得の源泉徴収票、B 事業所が提出した申立人に係る同年 5 月分及び同年 6 月分の給与明細書並びに 23 年分給与所得の所得税源泉徴収簿により、申立人が同事業所から給与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、「申立期間当時は、当事業所の C 職は D 国民健康保険組合に加入し、厚生年金保険には加入しない取扱いであり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、前述の給与明細書には、厚生年金保険料が事業主により控除されていた旨の記載は無い。

また、B 事業所は、C 職の給与は、月末締めで、翌月 15 日が支払日であると回答しているところ、前述の所得税源泉徴収簿により確認できる平成 23 年 4 月分給与の総支給金額から所得税を控除した金額は、前述の給与明細書の差引支給額と同額である上、E 金融機関が提出した異動明細表における同年

5月の給与振込額と一致することから、申立人の同年4月分給与から厚生年金保険料が事業主により控除されたことはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人はA事業所がB事業所の本所であったと主張して、A事業所から交付された平成23年分給与所得の源泉徴収票を提出しているものの、B事業所は、A事業所は当事業所とは別事業所であったと回答しており、両事業所の関連性を確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 7 月 6 日
② 平成 21 年 12 月 15 日
③ 平成 22 年 12 月 15 日

申立期間①及び②については、当初A社から社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出された賞与支払届の標準賞与額が誤っていたため、当該賞与額の訂正届が提出されたものの、遅れて提出されたことにより、訂正後の標準賞与額については年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

申立期間について、支給された賞与額に見合う標準賞与額が、年金額の基礎となる記録となるよう認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において賞与を支給されていることが認められるものの、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社は、申立期間において申立人に支給した賞与からは厚生年金保険料を控除していなかった旨回答しており、ほかに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（熊本）厚生年金 事案 5109

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から22年7月まで
私は、A県B市C町に所在していたD事業所（後の、E社）に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA県B市C町に所在していたD事業所に勤務し、F業務の手伝いをしていたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及びD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した二人に照会したものの、回答を得ることができず、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、オンライン記録によると、D事業所は昭和54年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の連絡先が確認できないことから、申立人の同事業所における当該期間に係る勤務実態について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、D事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

一方、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿並びに申立人の供述から、申立人は、申立期間の一部を含む昭和21年2月3日から同

年 10 月 16 日までの期間においては、G 県に所在していた H 事業所で I 職として勤務していたことがうかがえる。

また、申立人が D 事業所において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。